

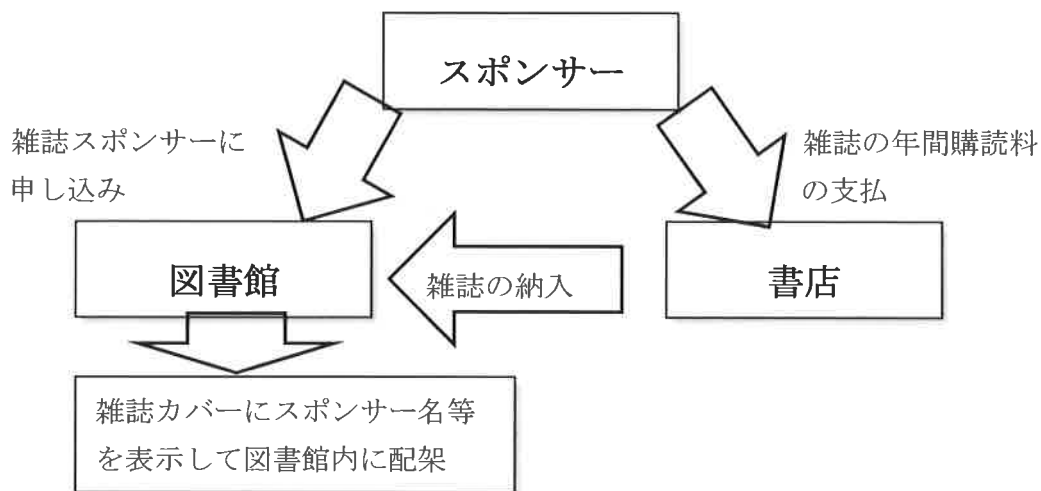
射水市図書館雑誌スポンサー制度の導入について（案）

1 目的

民間事業者に閲覧用雑誌を広告媒体として提供し、その事業活動の促進や経済分野等との連携を推進するとともに、射水市図書館資料の充実を図る。

2 雑誌スポンサー制度の内容

射水市図書館で購入している雑誌の購入費をスポンサーに負担していただき、購入した雑誌の最新号カバーにスポンサーの広告を表示する。



3 広告の掲載方法

雑誌の表面のカバーにはスポンサー名を、裏面のカバーには片面広告を入れることができる。



4 スポンサーの募集方法

市広報・市ホームページ・図書館ホームページによる案内、ダイレクトメール、訪問勧誘を行う。

5 スポンサーの決定方法

スポンサーの要件を満たす企業、商店、団体等から申請をうけ、教育委員会(図書館)で審査し、適当と認めるときは承諾書により通知する。

6 広告の表示期間

原則として4月1日から翌年3月31日までとする。

7 雑誌購入費の支払方法

図書館の指定する期日までに指定の書店に直接支払うものとする。

8 実施に向けた要綱等の整備

射水市図書館雑誌スポンサー制度実施要綱、射水市中央図書館雑誌スポンサー制度募集要項を定め、実施についての必要事項を定める。

《雑誌整備状況》

	タイトル数	予算 (H27)
中央図書館	89誌	834,000円
新湊図書館	33誌	322,000円
正力図書館	38誌	331,000円
大島図書館	12誌	78,000円
下村図書館	49誌	354,000円